

子ども・子育て支援事業計画策定に関する国や市の動向

1. 現行（第1期）計画策定の背景

■国の動き

平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立，同月に公布

平成27年度から「子ども・子育て関連3法」に基づき，幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」※が施行。

※制度の概要は，3～4ページに今回の法律改正の要点と合わせて記載しています。

■市の取組

平成22～26年 「次世代育成支援行動計画」（根拠法：次世代育成支援対策推進法）に基づき，子育て支援施策を推進してきました。

平成27年3月 子ども・子育て支援事業計画策定

次世代育成支援行動計画を継承しながら，子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

現行計画の構成

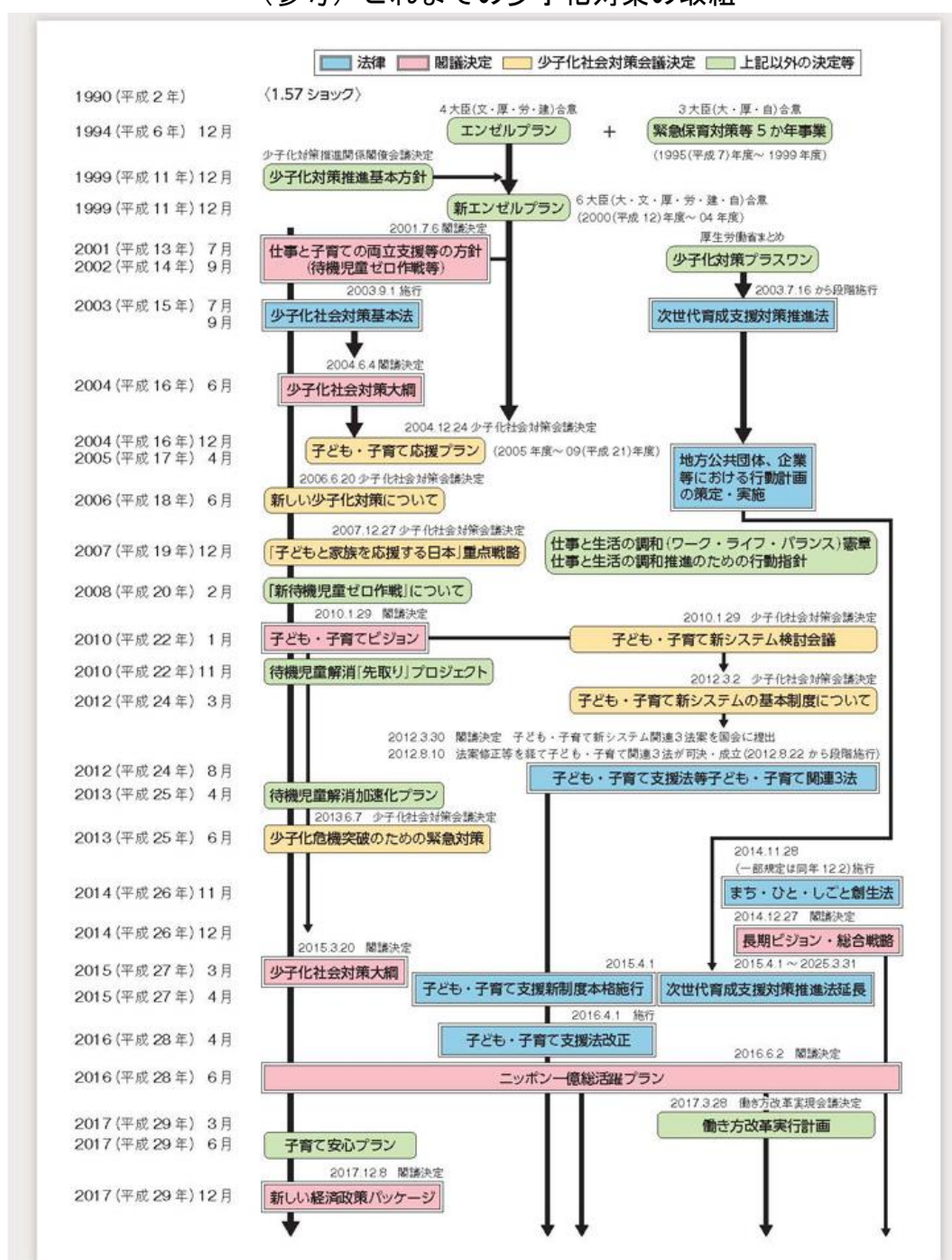
- | |
|-------------------------|
| 第1部 計画の策定にあたって |
| 第2部 守谷市における子ども・子育て支援の現状 |
| 第3部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要 |
| 第4部 施設型・地域型保育給付等事業計画 |
| 第5部 地域子ども・子育て支援事業計画 |
| 第6部 計画の推進体制 |
| 付属資料 |

2. 現行計画策定以降の国等の動き

国においては「地方創生」や「一億総活躍」等の流れの中で「希望出生率 1.8 の実現」に向け、保育・教育等のさらなる量的整備や幼児教育無償化等の重要政策が決定されました。

また、2016 年（平成 28 年）には、児童福祉法の抜本的な改正がなされ、児童虐待防止や社会的養護等をはじめとして、社会全体で子どもの人権を守り、健やかな育ちを支援する取組がより一層推進されることとなりました。

（参考）これまでの少子化対策の取組



内閣府資料

3. 第2期計画策定に向けた国等の動向

- ・2018年8月に「量の見込みの考え方」が提示されました。
→守谷市ではこれを勘案し、1月～2月にアンケート調査を実施しました。
 - ・2019年（令和元年）6月に「計画策定の指針」が国から示される予定です（6月18日現在まだ公表されず）。
- 市町村計画は、この指針に基づき策定する必要があります。
- 4月時点では、改正が予定されている項目は下記のようにになると公表されています。

5. 基本指針の改正を予定している項目

(1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。※8

(2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。※8

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。※8

子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会（平成31年2月18日開催）資料を更新

- ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、幼児教育・保育の無償化実施されます。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限り、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする）。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

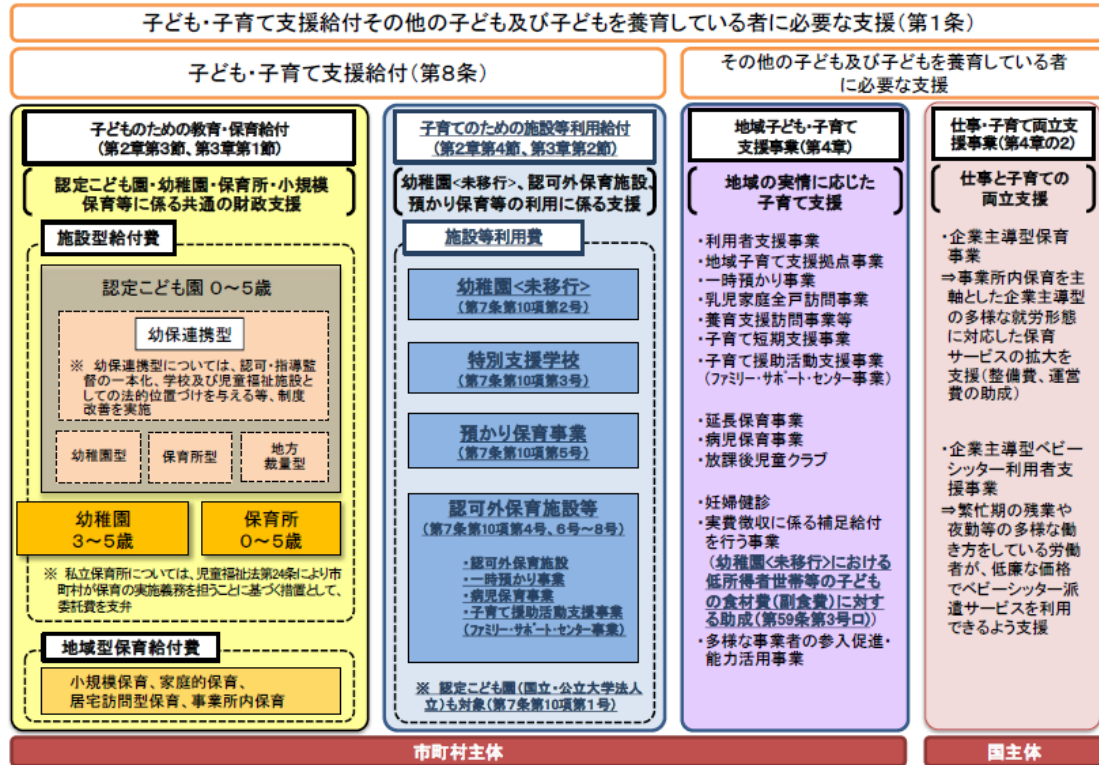
(3) その他

- ・市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日（一部の規定については、公布の日から施行）

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の改正部分



2

幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会(令和元年5月30日)